

道路交通法施行令の一部を改正する政令要綱

一 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備

(一) 携帯電話使用等（交通の危険）、携帯電話使用等（保持）等に付する点数を引き上げる。（別表第二

関係）

(二) 携帯電話使用等（保持）に対する反則金の額を引き上げる。（別表第六関係）

二 歩行補助車等に係る規定の整備

小児用の車並びにレール又は架線によらないで通行させる車であつて、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に該当するものを歩行補助車等とする。（第一条関係）

三 運転経歴証明書の交付要件等の整備

(一) 免許が失効した者のうち、免許証の有効期間が満了する日において免許の取消し等の基準に該当するものについては、運転経歴証明書の交付を申請することができないこととする。（第三十九条の二の五

関係）

(二) 免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付は、申請日前五年以内に免許が失効し、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うこととする。(第三十九条の二の五関係)

(三) 免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものについては、特定失効者から除き、運転免許試験の一部免除を認めないこととする。(第三十四条の三関係)

#### 四 その他

(一) 自国の運転免許証に日本語による翻訳文を添付することにより、我が国において運転することができるようになる国又は地域から、スロベニア共和国を削ることとする。(第三十九条の四関係)

(二) 免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由等として、公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたことを追加することとする。(第三十三条の六の二及び第三十四条の三関係)

(三) (二) の事情による特定失効者の運転免許試験手数料等の額を引き下げることとする。(第四十三条関係)

(四) 免許証再交付手数料の額を引き下げることとする。(第四十三条関係)

(五) その他所要の規定を整備する。

## 五 施行期日等

(一) 四(一)を除き、この政令は、道路交通法の一部を改正する法律(令和元年法律第二十号)附則第一

条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月一日)から施行することとする。

(二) 四(一)については、公布の日から施行することとする。

(三) 所要の経過措置を設ける。